

「第 12 回高知県南海地震条例づくり検討会」

開催日時 平成 19 年 5 月 28 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 5 時

---

(事務局)

それでは、高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。最初に本日の配布資料についてご確認をさせていただきます。次第の裏側にございます資料一覧表をご覧ください。資料につきましては、会議の次第と右上にナンバーをつけた資料1から4でございます。資料2、3、4につきましては、資料の修正がございます。尚、本日は新しい資料を加えさせておりますので、また後で抜けている資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。資料につきましては、まずは資料1が、A4 の条例の題名案ということで一枚ものでございます。資料2につきましては、骨子案ということで、A4 でページ1 から 14 ページのものでございます。それと資料3につきましては、A4 の広いページ1 枚でございます。最後の資料4につきましては、パブコメ用の A4 用紙、ページにしましたら1 から 52 ページです。資料の確認をお願い致します。資料の方よろしいでしょうか。

それでは、会議に移らせていただきます。委員 12 名のうち現在 9 名の方が出席ということで、委員の過半数の出席が認められるということで、設置要綱第5条第2項の規定により本検討会が成立していることをご報告させていただきます。それと、土居委員につきましては、3 時頃退席させていただきます。

続きまして、議事に入ります。検討会設置要綱第5条で会議は会長が議長になるということで定められておりますので、岡村会長に検討会の進行ということをお願いしたいと思います。

(岡村会長)

皆さん、こんにちは、本日もよろしくお願ひいたします。

本題に入りますけれども、早速ですが、お手元の議事次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。本日の会は、会場の都合によりまして14時50分までとなっておりますので、ご協力よろしくお願ひ致します。今年の一月から骨子案の議論をしてきましたけれども、本日はその骨子案を纏めるといふ最終の日になりました。本日の会の進め方は、まず条例の名称から入りまして、条例案、最後にパブリックコメント用の資料という風に検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは早速ですけれども、資料1の条例の題名について検討をお願いしたいと思います。前回の検討会では、事務局から説明をして頂きましたけれども、ただいまのところで示されている案について、再度意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

(事務局)

資料1の条例の題名案についてご説明させていただきます。前回の検討会でも御説明させていただいておりますが、この条例の名称だけを考える上で必要なキーワードをここに書いています。「高知県」、「南海地震」、「条例」この三つについては、まずこの条例の題名に入ってくるのではないかと考えます。題名については、県民の方が条例の趣旨を理解出来るようにつけると言う事が、非常に重要ですので条例の第一条の(趣旨)に規定している用語で作成する事が基本となります。それからあと、県民の方にわかりやすい題名であること。よく国の法令なんかでは、非常に長い名称なんかもあります。出来ればあまり長くない方がいいのではないかと考えています。

その下に、題名案の候補を書いています。一つ目が、高知県南海地震対策推進条例、二つ目が、高知県南海地震対策基本条例、三つ目が、高知県南海地震に備える条例、四つ目が、高知県南海

地震から生命、身体、財産を守る条例、五つ目が、高知県震災に強い地域社会をつくる条例ということで、このうち二つ目については、高知県南海地震対策基本化についての条例ということで基本という言葉をつけています。三つ目については、南海地震に備える条例、予防を中心としながら、ということなんですが、地震発生後の応急、復旧、復興までをこの条例の範囲に入れていきますので、この備えるということでもいいのかどうか。四つ目には、南海地震から生命、身体、財産を守る条例という事で、条例の趣旨の中でも言っていることなんですが。五つ目に、震災に強い地域社会をつくる条例ということで、ここでは南海地震という文字が入っていないので、若干この条例の題名としては適当ではないんじゃないかという事もあります。いまのところ五つの案をお示しさせていただきます。参考に他の県で地震の条例を作っていますが、静岡、東京、埼玉、三重、愛知、岐阜の六都県で条例を作っているのですが、その条例の中では、地震や震災という文字は必ず入っています。それからあと、対策とか推進といった文字を多く使っています。事務局として候補を上げさせていただいている中では、高知県南海地震対策推進条例という条例の名称が一番いいのではないかと考えているところですが、委員方々でご議論いただきたいところです。事務局のほうからの説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。高知県の場合は、地震といたらほぼ南海地震に特化できるということなんで、他都府県と違って具体的に南海地震という言葉が入っているということが大きく違うんじゃないかと思えます。ほかのところは東海地震であるとか問う南海地震と直下型とか両方ありますんで、そのへんの内容についてずいぶん変わってくるんですね。ですから我々が対応しようとしている地震のイメージがずいぶん違うということがあると思えます。ご意見いかがでしょうか。高知県南海地震対策推進条例ということで、漢字 13 文字になる、固いなという感じがしますが、他に無ければ。

(青木委員)

事務局からかなり縛りがはいつていますが、県の全体の条例の中でいたらひらがなを入れるか、入れないかという問題と、入れないとしたら高知県南海地震の地震対策に関する条例になると思えます。漢字の羅列でなんとなく重い問題がという感じと、推進がいるのか、いらぬのかという点では、対策を推進することよりは、もう少し広いかんと言った感じがします。キャッチフレーズからいうと、何をやる条例かというよりは、もう少し包括的な方がいいと思えます。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。もう少しやわらかくというご意見もあつたんですが、いかがでしょうか。基本的に 13 文字ということでよろしゅうございませうか。

(土居委員)

流れでは一番が妥当だと思うんですが、あまりにも硬すぎて、県民があんたら勝手にやりなさいやという部分がこの文字の中に見える様な感じがします。だからこれを作ってもほんとに絵に書いた餅のような感じで、何か人ごとのような感じを受けるような気がするんですが、もう少しやさしいというか、やはり自分たちの地域なんだよ、自分たちの県土だよという感じを訴えていけば、五番目の高知県震災に強い地域社会をつくる条例というのが、食いついてきやすいという感じを、私は個人的に受けているんです。あまりにも一番では硬すぎるかんじで、ほかの件も同じような事を使っていますので、やはり高知県はちょっと変わった点があつてもいいんじゃないかと思えます。最初にキーワードで余りにも括っているので、これが出てくる以上は逃げられないなという感じもしますが、もう少し県

民に自分のものとして捕まえてもらえるような条例の文言であって欲しいなという気がしますけれども。

(藤原委員)

似たようなことになるんですが、この条例をどのターゲットに向けて主張し、また行動に移してほしいかという、やはり地域社会の方々と思うんですね。どうしても名は体を表すで一番は非常に簡潔でいいですけども、やはり短さがあるかといえば、やはりないと思いますね。どれだけ今回は、条例が私の問題としてこの条例があるんだよという事をアピールするのであれば、多少は対策、推進という本来の趣旨の根っこの部分がちょっとぼやけるかもしれないけれども、でも短さをアピールした方が今回の場合はいいんじゃないかと個人的には思います。パブリックコメントをとるときに例えばこれだけを出すとちょっと多いと思うので、二つ位を正統派と、それからちょっと短さを感じさせる二つを案として出してパブリックコメントをもらう事が一つの方法じゃないかと考えます。それでは事務局サイドとしては、むずかしいかもしれないですが、けれど、どれだけ知ってもらえるか、短さを感じてもらえるか、ここは一つの大事なキーワードです。

(武市委員)

私も先ほど先生の言われた高知県は南海地震をどうしても避けられないといわれていますので、南海地震だけでなく震災というのがやはり住民の方に分かってもらいたい。13 文字という危険というキーワードが重なっているというイメージがあるので、より分かりやすいという。一番に漢字だけは退けたほうがいいと感じます。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。13 文字の羅列について拘ってしまったので、でも皆さんが鋭い感覚をお持ちで、やはり身近なものにしていくという趣旨がこの題名にするとどうかな、ということが皆さん首をかきげているんじゃないかという気がします。いかがですか、これの名前がリロードするのは予定にはいってなかったのですが、パブコメ用にこの名前を一つに決める必要はありますか。決めるとあえて使いにくいかな。

(事務局)

とりあえず、どっちかというより、いま一つ出しておいて頂いて、何か一つ皆さんがどうしてもひらがな等を入れて分かりやすい、親しみの持てるものをおっしゃられるのならば、何か一つ、今日で最後にしようというスケジュールで来ていますので、今日この場で仮にこのようなというようなことを、お話しただいた方がいいと思いますが、二つ選ぶという事は、やはり結局この検討会で決めていないということなので、これでどうかというパブコメ、一番皆さん県民に近い方もいらっしゃるので、このパブコメでどうかというのを纏めて頂けたらと思います。

(岡村会長)

青木委員の言われたのは、高知県南海地震の地震対策に関する条例。

(青木委員)

役所向けの、行政がよく使うような名前です。13 文字漢字で言うよりはひらがながいくつか入るかなというだけの違い位です。南海地震が必須のキーワードであれば、据わりのいいのはどれになるかということですが、高知県南海地震に備え震災に強い地域社会をつくる条例までいかないと、南海地

震がはいらないでしょう。それではちょっと長すぎる。県の文書の型のもありますね。

(事務局)

前の法令審査をしていた経験からいうと、出来るだけ短く、結局皆がその条例の名前をいう時に、略称で結局短く言うものです。なんでも日本人は簡略化してしまって、結局その短い名前についてしまっているのが、高知県子ども条例ですね。子供に関するいろいろというのをつけずに、みんなで呼んでいる子ども条例と略してしまっただけです。いま最大略称に近い南海地震条例と言っていますが、南海地震をどうするのですかという質問は、略称を使っている最中にもいろんな場所から頂きましたので、なにかやはり言葉を足す必要があるんだということがありまして、この題名をということになっています。

(藤原委員)

漢字で硬いというイメージだけでなく、対策とか推進というどうしても、いわゆる自助、共助、公助という形でいくと、公助部分の意識がすごく住民には強いと思われれます。自助、共助というのもウエートが重いので、そういった意味で対策とか推進という言葉じゃない方がいいんじゃないか。長くなっても略称としては、今まで使ってきた南海地震条例という言い方でいいんじゃないかと自分は思います。それと先ほど青木先生が言った一番下のをちょっと捻ってできればいいのではないのでしょうか。

(青木委員)

高知県南海地震の備え震災に強い地域社会をつくる条例までいきますか。

(岡村会長)

高知県南海地震の備え震災に強い地域社会をつくる条例。

(青木委員)

南海地震を必ず入れると言われたら、そうなるかな。高知県南海地震に強い、南海地震の震災に強い地域社会をつくる条例にしたら、なんとなく回りくどい、日本語としてもまずい。

(半田委員)

確認したいのですが、震災というのは、地震災害の略ですか。そうであれば、南海地震災害という表現はおかしくないですか。

(事務局)

条例の名称は、趣旨をだいたいまとめてつけるものです。条例のタイトルは、いったい何をこの条例は全体にさだめているのかという事を、名は体を表していますから、その内容については趣旨が詳しく書くものなのです。趣旨の用語に今南海地震による災害、以下「震災」といいますという風に略称を言っているから、この下から 2 行目に震災に強い地域社会の実現を目指してというこの条例の最終目標ですね、最終というか一番根底とする目標を具体的に書いて、このことが基本理念の柱書き、震災に強い地域社会が実現されるというのは、こういう基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければならないという基本理念に引っ張ってきている大事なキーワードですので、事務局案としては、これもキーワードになりえるのではないかと思います今 5 個目に書いています。そして震災というのは、この指示のところで南海地震による災害(以下「震災」といいます。)というふうに、一応趣旨をみたら震災とは南海地震なんだなということがわかるという風にはしていますが、そこまでいかないと

いけないところは 5 個目の悩みではあって、候補をとしても 5 番目にしていました。

(半田委員)

私は、条例の名前には南海地震という言葉が入っていた方がいいと思います。先ほど私が言いかけたのは、地震災害を震災と略しているのであれば、「高知県南海地震災害に強い地域社会をつくる条例」という名称です。もっと短くするのならば、「高知県南海地震災害に強いまちづくり条例」でしょうか。だけど、やはり、地域社会の方がいいのでしょうか。

南海地震をいれつつ、皆さんが言う事を反映させて短くするというとそうなるのでしょうか。

(土居委員)

まちはいやじゃ、うちはまちじゃないという人もいるかも。

(半田委員)

「まちづくり」という言葉に抵抗があるとすれば、「地域づくり」という言葉もありますよね。

(土居委員)

やはり地域づくり、全体をからめて、ただあまりにも硬いとやはり我々が地域に行っても、堅い話をしても寝だすんですよ。貴方のものですよという事を訴えていくのですが、あまり法律用語とか色々言っていきますとやはり面白くないところがいっぱいあると思うので、やさしい、そして身近な自分のものとして捕まえてくれる文言がいいんじゃないかということです。昨日も AED の講習があったのですが、AED としゃべってもやっぱり分らないですよ、電気ショックですよ、電気ショックってなんですかとやっぱりそこまで分かんないですよ。これがないと貴方の命は助かりませんよと言えばわかるんですよ。そういう風にもっとやさしく話していくのが必要なんじゃないかなという気がしますけれども。あまりにも他の県のように固い部分がなくても高知県はいいんじゃないか。県民性のことを考えたら。

(岡村会長)

今出ていますのが、高知県南海地震災害に強い地域づくり条例、19 文字。分かりやすいですか。いかがですか。

(事務局)

色々討議していただいておりますが、ちょっとここで休憩させていただいてかまいませんか。

(休憩)

(事務局)

ただいまいろんなご意見を伺ったところなんですが、事務局の方でもちょっと話し合いをさせて頂きまして、ご提案をさせていただいた時には、対策・推進という言葉が入ればいいんじゃないかと、他県の条例にもあるようにそれがオーソドックスなのかなと思っていたのですが、実際に条例を皆さんに示すという意味では表現的に硬いという風なご意見が多々ありましたので、ご意見を踏まえまして、事務局で話をしたところ高知県南海地震に強い地域社会づくり条例にしてはどうかと、地域となるとちょっとローカルというかあるエリアを限定したという風になるんじゃないかという事もあり、人づくりも入るといことであれば地域社会づくりがいいんじゃないかという話がありまして、再度提案させて頂くものと

しましては、高知県南海地震に強い地域社会づくり条例というのを提案させて頂きたいと思います。

(岡村会長)

高知県南海地震に強い地域社会づくり条例。いかがでしょうか。語呂いいですね。リズムカルで。頭が重たくなったように言いにくいでしょうか。二つに分かれていますよね。文節が。じゃあ、それで進めさせていただきます。その今のタイトルでパブリックコメントの資料については使っていくという事でご承認いただいたものといたします。それでは次、議事の 2 でございますが、条例の骨子案についての検討に移ります。前回の検討会以降にいくつかのご意見を頂いております。資料 2 に基づき検討を行いたいと思います。まず、第 1 章の総則から説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

資料 2 と資料 3 の使い方からご説明させていただきます。まず資料 3 の左側にナンバーと書いていますが 1 についてご説明させていただきます。資料 2 では第 1 章の第 2 定義のところになります。(1)の防災関係機関の定義をさせていただいておりますが、この中で公共的団体、防災上重要な施設の管理者を防災関係機関の定義の中に含めるという事でこれまで書いてきました。これについては防災関係機関の定義は、高知県地域防災計画の記載と合わせるという事で同じような表現をしていましたが、この条例において防災関係機関の中に、社会福祉協議会とか青年会とか婦人会などの「公共的団体」、それと、危険物を扱う事業所であるとか避難所となる施設の管理者などの「防災上重要な施設の管理者」、そういったものをこの防災関係機関の定義の中に含めるとすると、事業者との明確な区分が困難になってくるという事で、条例上においてはこの公共的団体、それから防災上重要な施設の管理者をこの定義の中から削除したいと考えています。

次に同じく第 2 の定義の部分で(4)の社会貢献活動団体について、ここでは宗教、政治、選挙、公共の利益と書いているのですが、まず宗教活動、政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をする恐れのある者の活動のこの 4 つをこの定義の中から除外するという事ですので、誤解のないように適切な表現に修正を加えさせていただいております。それから(6)になりますが、津波避難ビル等の定義について、これまで骨子の中で主に昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準によって云々と、津波避難ビルの指定をされるものについて、主にという事で書いているんですが、ここは条例になった時にはどうも「主に」という表現が適切ではないんじゃないかという事で、ここは説明を加えるという事で、骨子案の中からは削除して、説明文の方で表現したいと考えています。それからこの津波避難ビル等の定義の中で、津波の浸水が予想される区域内においてという表現がございます。これはそれぞれ下方の部分で出てくるんですが、津波浸水予想区域と略称を使っていますので、定義の中でここを津波浸水区域と表現してはどうかという事で、修正を加えさせていただいております。

それから資料 2 で言いますと 2 ページの第 4 の県民の責務の 1 のところですが、県民は自らの身は自らで守るという風に、前回表記をしていたのですが、ちょっと表現上分かりにくいので、県民は、震災から、生命、身体、財産を自らで守るためと修正を加えさせていただきたいと考えております。

次に第 5 の事業者の責務についてです。前回の検討会でも御意見のあったところなんですが、事業者の責務の中に他のものに被害を与えないという事を規定してはどうかというようなことが議論に出されたと思います。それについてこの責務の中に加えるという事で、表現については「1、事業者はその社会的責任を自覚し、事業活動や周辺の居住者等への被害を最小限に抑える。」、周辺の居住者等への被害を防ぐというのは現実の話としてはなかなか難しいという事もあると思いますので、ここでは被害を最小限に抑えるよう、という表現にしています。あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等に努めなければいけません。そして、2 では「事業者は、地

震が発生した時は事業所内の人の生命や身体を守り、自らが管理する施設、設備等による周辺の居住者等への被害の拡大を防ぐと共に、震災後も自らの事業の継続に努めなければいけません。」というふうに、修正を加えさせていただきたいと思います。こういうふうに修正したいという事と合わせて、資料 2 の 11 ページになりますが、第 2 の事業者の備えというところの 1、で、アンダーラインを引いているところなんです、ここでも以前の骨子では事業所内の人の生命や身体を守るという事と、事業の継続の二つを書いていたんですが、それに加えて、周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑えるという事を表記をさせて頂きたいと思います。

次に、資料 3 の 6 になります。資料 2 では 3 ページ、第 6 の県の責務に当たるところなんです、この県の責務については第 3 の基本理念の(4)のところと同じく控除の役割という事を基本に置いているのですが、その内容とどうも内容が重複するのではないかというご意見を頂いているところです。このため表現の方を大幅に見直ししています。表現としましては、資料 2 の 3 ページの一番上にありますように、「1、県は地震から県民の、生命、身体、財産を守るため、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。2、県は市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助や共助の取り組みが促進や継続のために必要な支援を行うと共に、防災力を高める人づくり、日頃から支えあう地域づくりやネットワーク作りに努めます。」という風に、表現を修正させて頂きたいと考えています。

それから第 7 の市町村の役割のところ、以前は地震防災に関係する機関と表現していたのですがこれについては、他の防災関係機関という風に言い換えることができますので、そういう風に修正させて頂きたいと考えています。第 1 章については以上です。

(岡村会長)

はい、今説明がありました対応案についてご意見がございましたらお伺いを致します。

(青木委員)

一つは用語ですけども、資料 2 のところの骨子案の趣旨のところ、これは傍線が今回入っているわけではないんですが、第 1 章総則の第 1 趣旨の 2 行目のところで、目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までというので、備えと予防というのが後からいرونなどに出てくるんですが、予防という意味が備えを含んで使っていて、ずっと予防、応急、復旧、復興、というステージを辿っているというのでいいのか、備えというのが独特な形で使われているので、それをちょっと説明してほしいというのがありました。あと要望で、1 章の第 3 の基本理念のところ(3)の 2 行目の日頃から連帯感を強めという風になっていますけれども、日頃から強めまで強く言う必要があるのかなという、日頃から連帯感を持ちとか、というぐらいの方が自然な感じがして、震災用に特別な連帯感を強めというのはひっかかりましたので、今回出たところではこんなところですが、今最後にご指摘のあった第 6 の県の責務の 1 項になるんですが、1 と 2 で連携というのが、片方は密接に連携しながらと書いてあって、一方の方は連携してとなっているので、密接にというのを何故省いているのかなということで、入れると同じ条文になるとか意味があるのじゃないかと勘ぐるのが使命ですのでそれについては多分、条例になったらこういう特別に強調しなくてもいいのではないかと思います。

今、県の責務のところ、前回、修正のあった 2 のところですけども、自らが行う社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の取組みの計画的且つ、総合的な推進に努めます。というのは、これは落ちたままでいいんですか。これは多分途中で入れた項目だと記憶がしてそれは落ちたままで県のところで具体的に応急救助活動の取組みを云々という、というところは多分途中で入れたところで 2 回か 3 回前に足した部分だと思うんですがそれが今回また前の送られてきたやつでは、入ってしま

たけれども、今回削除するという事になったのでしょうか。削られたわけですよ。これは今説明受けながら読んでいて、あれと思いました。

(事務局)

まず一点、予防と備えの使い方という事でご質問がございましたが、対策という事では予防、応急、復旧、復興、という形で使っています。その具体的に、誰か主体がいて、その具体的な取り組みを行う時には、備えという風なことで各個別の条文の中では、備えという表現を取っています。予防というのは、県なりが対策を進めていく上で応急、復旧、復興とならべた時には、予防という形で使わせて頂いているという事です。

それから第 3 の基本理念のところ具体的に申しますと、資料 2 の 2 ページ(3)のところ日頃から連帯感を強め、というところで、「強め」という事ではなく「持ち」でもいいんじゃないかというご指摘を頂いていますが、現状で地域の連帯感というのはなかなか失われつつある中で、趣旨としては災害発生地震発生に備えて、いわゆる連帯感を強めていく必要があるのかなと、要は共助、の仕組みを作っておく必要があるという意味合いから「持ち」というより、もう少し強めに「強め」という表現を使わせて頂いたところです。

それから、資料 2 の 3 ページになりますが、1 のところで、防災関係機関と密接に連携しながら、2 のところで、防災関係機関と連携してと、いうことで、「密接」という部分が 1 には、入って 2 には入っていないというご指摘を頂いているところです。基本的には同じということであえて、意図してのけたという事はないのですが、ちょっと両方に入れるとどいのかというところもあって、まずは、全体の取組み、それぞれ防災関係機関の取組みというところもありますから、そういった取組みと密接に連携して地震対策を進めるというふうなことでどちらかと言うと、県だけではなくて、防災関係機関も地震対策というのをそれぞれ進めていきますからその上では密接に連携が必要だということで、密接という言葉を入れています。2 については、県がいろんな取組みを進めるにあたって、防災関係機関と連携するというので、防災関係機関も非常に幅広い機関が入っていますのでそういう意味ではある分野では密接に連携する、密接に連携する分野もあるでしょうし、そうでない分野もあるという事で、ちょっとそこは 1 と 2 を使い分けしようという事で、2 では密接という言葉のをかけています。

それからあと、同じく 3 ページの県の責務と言うところで、以前は自らが行う社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の取組みを行うと書いてあるのに、今回は入っていないというふうなご意見を頂いているところなんですけど、ここは説明の中でも、お話をさせて頂きましたが、基本理念の中で、同じような表現が使われているというような事で、ここと表現を県の責務の表現等を書き分ける必要があるのではないかとこのところから考えまして、県の責務の 1 の中では、組織と機能の全てを上げて、南海地震対策を計画的に推進します。この計画的に推進する中には、当然県みずから行う社会基盤の整備とか、専門的な応急救助活動なんかも当然入りますし、それから自助、共助の取組みを支援するというふうなことも入ってくるという事で、この 1 では総括的に書いて、2 では個別の特に重要な自助、共助の取組みを支援する、あるいは防災力を高める地域づくり、人づくり、という風なことでちょっと書き分けています。県が行う部分についても本来的に言えば、当然基本理念にも書いていることですので、必要な形なんですけれども、ここは重なってくるという事で、あえて、県の責務の方からはのけて、表現の方の見直しをしているところです。説明は以上です。

(青木委員)

最後の県の責務のところを読み比べるとそうですけど、理念のところは抽象的で、かえって県の責務のところに入れた方がすっきりするのかなと思います。理念の方で拾うか県の責務のところ拾った



方がより分かりいいということです。

(事務局)

基本理念の部分では特に公助の役割の中で自助、共助を支援するという役割とそれ以外に公助自らが行うべき役割があるという事で、その公助自らが行うべき役割という部分がなかなか表現しにくいので、具体的にその社会基盤の整備や専門的な応急救助活動等の部分の例示をここに持ってきているというやり方をしています。青木委員が仰るように、こういった細かい部分は、県の責務の方に入れた方がという話もあるんですが、基本理念の中では特に公助の役割としては、自助、共助の取組みを支援する事と公助自らが行うべき事というのをやはりひとつのセットで置いておく必要があるということで、(4)ではそういう風な表現をさせて頂いているところです。第6の県の責務の区分についても同じような表現が取れば良かったのですが、色々中で検討する段階では、ほとんど内容が同じような表現になってしまう事もあって、1のところで南海地震対策を計画的に推進するという中に含まれるという形で、あえてどくどく表現というか、二重に重なる事のないように、県の責務のところはあっさりというか、その分は具体的に記述がないよと言う風に言われるのかもしれないですけど、こういう形で修正をさせて頂いています。こちらの方は、県の責務の方の1項は、南海地震対策を計画的に推進しますと書いていますが、この南海地震対策というのが第1章の第1にありました南海地震対策というところで、一回約章を置いている文言です。予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策(以下「南海地震対策」といいます。)と書いていますので、これらの用語から復旧、復興までの総合的な対策を計画的に推進していくという事が、この責務にあって、この計画的に推進しますという言葉が、最後の第10章の行動計画を規定する根拠を総則の中に置いておく元になる事で、そういう意味でこの表現は、逆に個別の例示を書くときと第10章を引っ張る事が出来ないで、その為の柱に使用して、大事な医療の事とか応急救助とかについては、基本理念の例示の中で書かしていただく。ここでは逆に広いことを書いておく方が、キーとしてここに置いておくというので、今非常に似たような文言でいながら言葉づかいがちょっと違っていたのがアンバランスでしたので、逆に言葉をそろえると二つ同じことが総則の中に出てくる意味がないということで、いまそういう整理を逆に違う役割で基本理念とこの県の責務の一項を置いたところです。

(土居委員)

この県の責務の1,2の最後の括りが、1番の括りが総合的な推進に努めます、2番の括りが支援に努めます。じゃ、どういう部分がみえてくるのかなという事で、ちょっと分からないんですけども。2番の地域づくりやネットワークづくりの支援に努めますと書いていますが、どんなことを支援として県は位置づけているのか見えないのですが、支援と書いている以上は何かあるはず、なきゃいけないんですけども。どういう部分で支援かなあ。推進もそうなんですけど、わからないんですけど、どうでしょうか。

(岡村会長)

具体的に書くときりがないとか。

(事務局)

ここでは県の責務ということですので、第2章からの各論の部分を受ける県の責務ということになります。それぞれの中で県の役割というのを、県はという主語の中で書いています。例えば、防災力を高める人づくりという部分でいうと具体的に啓発していくとか、情報提供していくとかというような項目についても個別、具体的にあげているところですし、それから日頃から支えあう地域づくりやネットワーク

づくりという意味では、災害時要援護者のネットワークを作る為の県の役割というのを各個別の中では書かれているところで、そういった各個別を受けてこの責務というところの構成をしている。それ以外の細かい対策レベルの話になると、現状できている事については、「南海地震に備える基本的方向と当面の取り組み」という冊子の中にまとめています。ただこれはとりあえず当面取り組んでいることですので、この条例を受けて県として新たにやっていく事は、行動計画ということもこの条例には触れていますが、その中で具体的に言及をして目標を掲げながら取り組んでいくという事になるかと思えます。

(土居委員)

じゃあ、あくまでも種を蒔くのは、一応県でやりましょうということで、そして動くのは基本的に地域住民になると思いますけれども、そういう考え方でいいんですか。

(事務局)

そうですね、当然地域なりに地域づくりやネットワークづくりを進めていくという意味では、防災関係機関の方たちと連携しながら支援をしていくということで、支援の在り方については色々あると思いますので、そこはこの条例を踏まえて具体的に何をしていくかという事を検討していくという事です。

(岡村会長)

今のところ総則ですので、後の具体的な施策との関連が読めるということが必要です。ちょっと土居さんの方で分かりにくいですか。支援とか推進とか具体性が欠けるというイメージというふうに聞こえるんですが。内容としては、総則ではこれくらいで止めておいて、後は具体的に更に細かい説明については具体的な冊子等で。それでよろしゅうございますか。それではご意見いただきましたので、今日最後なんですけれども検討することがあればまた連絡等で行いたいと思います。

それでは、次は第 2 章の揺れの被害から命を守るの部分についての検討をします。

(事務局)

資料 3 の方ですが、既存建築物について前回の検討会でも御意見がありました。旧耐震基準の建築物と表現をした方が一般的に分かりやすいのではないかと、というご意見を頂いています。これについては、旧耐震基準の建築物も既存建築物も実際の建築関係の法令上では使われていないという事ですので、条例の中で定義を行い使用する必要があるという点では、どちらをもちいても特に問題はないと思われそうですが、県で作成した高知県耐震改修促進計画とか県有建築物の耐震化実施計画の中では、この 56 年以前の建物を既存建築物という表現で使用していますので、県のこういった計画等との用語の統一を図るという意味でも既存建築物と表現をさせて頂きたいと考えております。

次に 9 になります。第 2 の 4 のところになります。資料 2 でいいますと 4 ページにあたります。4 のところで転倒等危険物の製造販売事業者、それからあとその下の第 3 の 3 のところに危険工作物の設置団体とありますが、これについては、そもそも転倒等危険物の製造販売しているわけではないですし、危険工作物の設置をしているわけではないですので、そのあたりの書きぶりについて修正をする必要があるんじゃないかという意見があっています。このため、第 2 の 4 の転倒等危険物の製造販売事業者については具体的に家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者という風に修正を加え、それから第 3 の 3 の危険工作物の設置団体というのをブロック塀、自動販売機等の施工事業者、設置事業者等と、それぞれ修正をさせて頂きたいと思えます。

それから資料 3 の 10 番になります。前回の検討会でも御意見がありました。第 5 の公共土木施設等の震災予防対策について、地震の揺れだけでなく液状化による被害を軽減する事も重要ではな

いかという話があったと思います。これについては、一定、県の公共的建築物の対策の中でも、一部にはなりますが、液状化の対策というのも実施をしているという事で、「液状化等による被害の軽減」というのを追加したいと考えています。第 2 章の説明については以上です。

(岡村会長)

はい、ただいまの第 2 章の対案についてのご意見をお願い致します。

既存建築物といった場合は、普通の一般に使われているのは今建っている建築物という意味ですよ。それが昭和 56 年以前ということになるのかどうか、理解できますかね。

(事務局)

この既存建築物という言葉が、どこからでてきたのかというところだと思うんですけど、おそらく既存不適格建築物というふうなところを略して既存建築物になってきたのではないかなと思います。ひとつは、既存建築物を使うのか旧耐震という言葉を使うのかという事で、この前も議論があったところですが、旧耐震基準になると耐震基準自体が細かく変わってきています。特に 56 年に大きく変更になったということなんですが、木造の場合は、12 年に変更されたり、いろいろありますので、旧耐震基準もいったいいつを以て旧耐震基準なのかという問題もありますし、ここは法令で使っているわけではないので、どちらかを使うという定義づけをすればいいのかなと思います。どちらを使っても一長一短なので既存建築物でいうと分かりにくいところもありますし、旧耐震基準になると耐震基準はその都度見直されていますので 56 年だけではないという事になるかとおもいます。今のところは県の計画性と整合性を高めるという意味から既存建築物という表現を使わせて頂きたいと考えています。

(岡村会長)

はい、わかりました。もう既に現在、昭和 56 年以前のいわゆる在来の木造建築に関しては、既に補助はされていてやっておられるわけですけど、今後更に有効なものにしていくためには、実はそれ以降の建物でも、市の調査では 3 割程度は再度第 3 者の手で耐震の調査をやってみると不適格であるという事がわかって、積極的にそういう事が予算上問題なければ既存建築物はまさに既存建築物で既に建っているのだけでも再度第 3 者機関等を見て頂くというような意味合いが含まれば、本当は理想的なんですね。ただあまりにも県や全ての責務の中にそういうことを書いてしまうと、予算措置上大変なことになってしまうということで、とりあえず倒壊を防がなくてはいけないということで、まずは昭和 56 年 6 月以前だということになっているので。難しいところなんですけども、もう少し積極的にこれから年数もたってきますし、昭和 56 年以降であってもどんどん地震の度に実は建築基準法は改正されていて強くなってきているんですね。だから 56 年すぐが大丈夫かというまた問題があったりして。新しい建物のなかにも既存不適格建築物があるのは事実ですので、まさに既存建築物をチェックするという事は大きな方向性かなと思います。

(多賀谷委員)

多分先ほど言われた既存不適格という中から不適格が落ちたんじゃないかというお話ですけど、それがもし本当であるならば、不適格を入れておいたほうが、まだいいのかなという感じがします。今の 56 年のところで何が変わったかという、床を今までよりも強くしたと、そして壁構造を壁にブレースを入れる、そういう話ではないんですよ。積極的に地震動にたいして耐力があるようにしたわけではないんですよ。要するに、今までの考え方は正しいのだという事をベースにして床組みの方で誤魔化したというのが実態なんですね。そんな事も入れると今、委員長の方から言われたように、その後の物も

ダメなものはいっぱいあるということです。そういう事も考えるとやはり不適格という言葉を入れる方が正解なのかなという気がしてきました。いずれにしても、56 年の後でも前でも悪いものは悪いんだという感じにするならば、不適格を使う方が正解かなという気がしますけれども。

(岡村会長)

一方ではもうすでに行政として対応されているので、そういう言葉を入れることに何か不都合があって、条例で新たに入れることに既存不適格建築物という書き方で問題がありますか。担当部署からいろいろ出てくる気はするんですけど。

(事務局)

事務局の方からよろしいでしょうか。一応担当部署との調整を図りながらご提案をさせて頂いているという事で、既存不適格建築物というご提案を頂いたところなんですが、ちょっと持ち帰り検討してみないと、それが正しいものなのかどうか。正しい用語なのかどうか、というところがわからないところでございます。それとあと 56 年以降のものについても確かに先程岡村会長の方からお話があったように、耐震性を有していない建物はある、耐震基準は満たしているんですけど、実際の基準値にそれが耐えられるのかどうか。いろんな問題があります。それから木造住宅は 12 年に基準が変わっているというところもあります。ただ一つは過去の震災の事例の中からは 56 年以前が多くの被害を受けているという事で、県の施策のなかでは 56 年以前の建物について耐震審査をやって補強をやって頂くという事を最優先に進めているという、それ以降についても確実に安全というわけではないんですが、特に被害が出ているのが 56 年以前ということで施策のなかではそこに重点を置いてやっているという事です。条例の中でも 56 年以前の部分に軸足を置いてやるのかというのは、内部でも議論はしたところなんですけど、特に県民の方については 56 年以前部分に被害が大きいという事を十分ご存じでない方もいらっしゃいますし、それから制度を設けてもなかなか診断をして頂けない方もいらっしゃいますので、今現状で県が取り組むべき 56 年以前の建物の耐震化という意味合いも含めて、ここで既存建築物の定義としては 56 年 5 月 31 日以前の建築基準で建築された建物という事で一定限定させていただいているところです。

(多賀谷委員)

多賀谷です。全くそのとおりだと思いますが、要は、本質的にどうかという話がひとつあると思うのと、それから皆さんになじみがあるかという、この二つだと思います。馴染みという点では、ちょっと既存建築物という言葉は馴染まないという感じがするんですが、本質論となじみの問題だと思います。

(岡村会長)

はい、いま言われましたように専門家集団とちょっと詰めてもらえますか、定義をはっきりしないと普通既存という今建っていると思いますので。定義に書いてあるという事ですのでよろしくお願い致します。他にございませんでしょうか。

(土居委員)

事務局に確認しますけども、56 年以前に建てた建物は、基本的には弱いという事はわかっているんですけども、その被災地をずーっと回る中には、ほとんど潰れているのは瓦葺の屋根です。トタンといますかモルタルといますか、柔らかい屋根をつけているものは 56 年以前でも残っているんですよ。そここのところの、56 年以前の物は、確かに弱いといっていますけれども、弱い部分の潰れている

物を見ると、ほとんど日本瓦のついた重たそうなお家が全部やられているんですね。非常に近代的な屋根が非常に軽いトタン屋根のやつなんかは残っているんですね。そここのところも考えながら、この書く内容を何かひと工夫する必要があるのかなという感じをちょっと受けております。参考までに。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。在来軸組工法という名前の中には瓦葺かどうかという定義はないですね。軽ければ倒壊はしていない。

(多賀谷委員)

参考までに、物が壊れるというのは、屋根が重いとか、地盤が悪いとか、軸組みが悪いとかいろんな原因があるわけですね、その中で都合が悪いのが壊れているわけですから、そこまで厳密に定義するのは、私は、大変だという気がしますね。ですからどっかで線を引く訳ですから、引かなければいかないので、56年5月31日以前なら以前でそれはそれで一段落目としてはいいと思うんですね。そういう見方じゃないかと思うんです。そんな感じがします。

(岡村会長)

それでは次の検討課題に移ります。第3章の津波から逃げるところで説明をお願い致します。

(事務局)

第3章の津波から逃げるについてご説明させていただきます。資料2のところではいいますと5ページに書いています。まず資料3の11になります。資料2の第1の1のところでは強い地震ということで、(震度4程度以上)という風に以前は記載しているところなんです。実際に震度4程度の地震が起こった時に津波から自主的に避難するという事が、現実的にありうるかというところを内部で議論をしたところ。対案のところには書いていますように、国の作成した津波避難ビルのガイドラインに準拠して、震度4程度と記載したところですが、一つ目には、高知県における南海地震による震度予測では、もともと揺れの小さいところでも震度5弱であること、それからあと高知県において災害対策本部が自動的に設置されるのが震度5弱以上であり、県下の市町村においてもほとんどが同じ基準であること、の2点から、自主的に避難するという基準というか、強い地震のサインを震度4程度以上でなく震度5弱程度以上と修正を加えてはどうかと考えているところです。

次に、12になります。同じ第1の1のところでは「原則自動車を使わずに」という表現なんです。これは前回でも議論のあった項目になります。これをもうちょっと具体的に書いてはどうかというご意見がありました。対応案のところには書いてありますが、確かに地域毎に色んな状況が考えられますが、ここでは原則を記載しており、原則から外れざるを得ない状況は当然ありうると考えます。具体的にどんな場合が原則なのかを書けないかと色々案文も考えていたんですが、例えば災害時要援護者の部分をここでは原則から外すのかどうか非常に難しい事もある、そこはやはり地域地域の中でこの原則に当てはまるかどうかを考えて頂く必要があるんじゃないかということから、第2の津波避難計画の作成においても記載していますが、津波から避難する方法については、それぞれの地域において検討し、津波避難計画に記載することになります。ここでは具体例は書きにくいのでそのままの修正なしとさせていただきます。

それから、13になります。資料2でいいますと5ページの第3津波避難訓練の実施等になります。ここでは、少なくとも年に1回、開催する季節、時間帯等さまざまな想定と工夫の下にと記載をしてあるところなんです。ここで少なくとも年1回という表現が火災のところでは特にそういった表現がない

という事と、季節というのは条例上余り適当ではないのではないかとこの事もありました。それから回数については、推進週間の中でも訓練を行うように書いていますし、この少なくとも年 1 回というのはちょっとそれとの関連上分かりにくいという意見もございました。この為、対応案にも書いていますように少なくとも年に 1 回ということではなく、毎年という風に表現を変えたいと思っています。それから季節を時期という風に修正させて頂きたいと考えています。

第 3 章については、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。この 3 章につきましては、ただいまの対応案についてのご説明ありましたけどいかがでしょうか。

(多賀谷委員)

震度 4 程度以上なのか震度 5 弱程度以上なのかという議論ですが、これを震度 5 弱程度以上にすると何か危険ではないかなという気がします。つまり場所によっては、一般的にまわりが震度 5 弱程度以上であっても、場所によっては、局部的に震度 4 になる事もあると思うんですよ。4 が正解なのか、5 弱が正解なのかといわれると、非常に難しい点があるんですが、私は、ある程度範囲を広げる方が無難かなという感じがして、4 かなと思うんですが、いかがでしょうか。

(岡村会長)

内閣危機管理室が設置されたのは、やはり 5 弱以上ですね。4 は、その数 10 倍起こりますので。もちろん震度 3 でも潰れる家はあります。ありますが、原則的には今、強震計が日本中一千三百ヶ所に設置されましたが、ほとんど市町村は、計測震度が出る、プラスいろんな各研究機関の強震計があります。まず被害がでるような地震で、市町村単位で抜けるところは、旧市町村単位で抜けるところはないです。故障すれば別ですけども、多賀谷先生の疑問に関しては、多分今は相当改善されているんじゃないかなと思いますね。現実的には、震度 5 弱でいけると思うんですが、いかがでしょうか。

(多賀谷委員)

これは地震で津波避難を考えている訳ですよ。地震で壊れるかどうかというお話もありますが、津波に関しては、地域性というのがもっと入ってくる訳です。そういう事もあるので、もう少し幅を広げたいなという私の意見なんです。

(岡村会長)

はい、今の主旨というのは非常にそうだと思います。つまり、陸のところでは震度 4 であっても、ざーっと沖合では、その地点ではもっと揺れは大きい訳ですね。揺れが大きくて、断層が海底に出てくると津波が発生するので、震度 4 でも津波があるかどうかというのは、実は震度 4 からでは何も分らない訳です。そうするとそこまで行くと最初の定義がやっぱりちょっとおかしくて、強い地震(震度 4 程度以上)とありますけど、震度 4 で地震になってくると、今の気象庁の津波予報というのは、これは経験則であるという事です。そして一つは大体マグニチュード 6.8 以上です。震度ではありません。震度は一切入ってないんです。マグニチュード 6.8 以上で震源の深さが 40 キロより浅い場合に、海底に断層、或いはその変形が出てきますので、津波が発生する恐れがあるという事なんです。このマグニチュード 6.8 から 7.0 が、地表での断層が出てくるかどうかの分かれ目になるんですけど、それが海底でも同じメカニズムが働きます。ですからこの付近は逆に津波が発生する注意報出すのか、警報出すのか

を気象庁が非常に悩むところなんですけど、やはり現実的には揺れじゃないんです。そこが実は定義自体が大きく違う。これは県の独自の定義になってしまっているというところが、ちょっと問題があると思います。具体的に言えば、能登半島地震マグニチュード 6.8 なんですけど、津波がありました。福岡の場合、マグニチュード 7.0 でしたが、津波はありませんでした。このように、非常に微妙なところを 6.8 か 7.0 という感じで、7.0 を超えると間違いなくほとんど出てきます。震源の深さが 40 キロより浅いという事が必要です。深ければ断層が出てきませんから。ですから震度にすると余計にややこしくなるのかなという気がするんですけど、根本に帰ってしまうのでちょっと意見を言いにくいんですけど。

(事務局)

事務局の方からよろしいですか。ここでは、強い地震と書いた時にどれ位の程度かという事を、県民の方にわかっている必要があるという事で、震度を書いたという事で、実際には、ここでは自主的に警告を待つことなく避難をして下さいというところですから、警報情報ではないという事で、あくまでも体感としてどの位の震度を感じたら、皆さん逃げて下さいねという事で、体感の震度として気象庁でいう、例えば震度 4 であれば外がこういう状況になると言う事が出ていますので、周りがこういう状況になれば、直ぐに逃げて下さいと言う風なサインだという事で、ここで表記をしているところです。ひとつは、震度 4 なのか震度 5 弱なのかというところが、非常に難しいところではあります。最初にちょっと言い抜かりましたけれども、県の被害想定の中での想定震度については、A ランクで一部大月等の地盤の固いところでは、震度 5 強というところなんですけど、ほとんどが震度 6 弱・強というふうな震度予測が出ているところで、5 弱というのは山間部という事で、沿岸では被害想定では 5 弱は出ていないので、少なくとも 5 弱にしておけばいいのではないかという考え方です。なぜこれを 4 を 5 弱にと考えたのかといいますと、この間、高知県で地震が起こった時に震度 4 を各地点で計測されている。その時にそしたら震度 4 を計測しているところは自主的にすぐ避難をして下さいねと言う事なのか、本当にそう言いきっていいのかという事が、内部で議論がありまして、やはりそこは震度 4 ではどうなのかなというところで、それよりも 5 弱位にした方がいいんじゃないかというところから、修正させて頂きたいと。最終的に条例にする時には、いろいろここは異議があればですね、もう強い地震を感じた時という事で、震度なんぼ以上ということに記載せずに条例化するやり方もあるとは思いますが、県民の方にメッセージとして、これ位の揺れの現象が起こった時には直ぐに逃げるんですよという意味からは、震度いくつ以上と書いた方がよろしいんでしょうが、そこはいろいろ難しいということであれば、最終的に条例化にする時に外すという事も一つ選択肢なのかなという事で、ここはまだ県内部でもどうあるべきかという事を議論しているところです。県民の方の骨子案のパブリックコメントでの意見を踏まえながら最終考えて行こうかという事になっています。

(岡村会長)

はい、よく分かりました。もうひとつ付け加えさせていただければ、ここには揺れしか書いていないんですけど、実は、長さなんですよね。マグニチュードは、断層面の大きさ、つまりそれが割れていく時間が長ければ長いほど大きな地震なんです。だから例えば 4 でゆっくりした揺れであっても、東南海地震が起きたら、まさに高知はゆっくりした長い揺れにさらされて、この場合は、津波が来るんですよ。だから、表現は確かに難しいですが、しかしここには長さが書いていないんです。地震の揺れが長いというのは、大きな断層面が破壊されていると考えて、その時は、例え遠くて高知県にとっては小さな揺れであっても、津波は来るんだという事が大原則ですので、やはり揺れの強さだけではない、陸上での揺れの強さだけではないという事は、一般市民の方は知っておいた方がよいと思います。津波に関しては、なかなか当てはまらない。遠くの場合であれば、高知県には津波の情報が伝わっ

てきますので、どっかの气象台、東京であれば大阪が補完しますし、大阪がダメな場合は東京が補完しますので、高知県にはいずれにしても情報が来ますので、ちょっとこの点は、やはり県民の注意を喚起する意味でもこちらへ少し慎重にして頂けないでしょうか。これはあくまで南海地震だから南海地震だけでいいんだという考え方で、割り切ってもいいんですけど、それでは余りにも機械的で次に東南海等と連動するかもしれない。或いは、非常に短い間隔で来るかもしれないと言われている時に、実際それが南海地震かどうかというのは、高知県民は、判断出来ない可能性が非常に高い訳ですよね。非常に難しい。情報が来るという前提ではなかなか、ただ南海地震には、非常に長い揺れが来ると、強い揺れになると、4か5かという問題は別にして高知県は非常に長く強い揺れに見舞われるという事は間違いない。それは今まで一度も例外はないんですけど。

(多賀谷委員)

同じことのくりかえしで申し訳ないんですが、例えばこの前の震度4の地震の時には、私は、授業をしていたのですが、窓側の学生をまず逃がすとこれは直ぐ思ったのですが、時間が長くないから津波はないかと直ぐに判断したんですよ。4 くらいというのは、大体当たっていたんですけど、そんな風の一つの現象だけで、震度だけでものをいうのは非常に危険だと思うんですよ。チリ地震なんか震度 0 ですよ。この間のインド洋の話にしても、スリランカでは何も感じていない訳ですよ。そういった事もある事ですから、それと特異なその土地の地形という事がきいてきますので、波の入射してくる方向という事もまた関与してきますので、ある程度強制力のあるような条例のようなものでこういう数字をいうのは少しやばいなという感じがします。それでいうならば、やはりある程度範囲を広い方向に言っておく方がいいかなと、いうなればですね。表現としてどういう風にするかという表現上の問題もありますけれども、そういうところで検討したらどうでしょうか。以上です。

(西坂委員)

西坂ですが、私自身この強いか弱いかを読んだ時に、ほんと素人なんであれなんですけど、まずテレビをつけたらやや強い地震がありましたとか、強い地震がありましたとかいうように報道してたように思うんですけど、それで強い地震というのがすぐ 4 以上なのかというのは疑問に思ったので、もしかしたら一般の方は、強いか、弱いか、やや強いとかいうようなところのニュアンスでも、ちょっと誤解をなさるような事があるかもしれないし、その強い揺れとか、強い地震とか、強い、弱いとかいう表現と 4 とか 5 とかいう数値として出されたものが、よく耳にする用語であるのかとか、というのをちょっと統一してもらいたいなという気がします。

(岡村会長)

震度の予想のほうに関しては、もちろん気象庁しか出来ないという事で、その強いとか弱いという表現は、地震がありましたか震度3です、やや強い地震というのは、震度4です。強い地震というのは、震度 5 弱以上です。それは言葉と震度はだいたい連動しています。これも問題があって、実際は震度とその加速度計、地震計で観測したりする加速度をどう読むかというのは、またちょっと一呼吸あってですね、イコールではないので、そういう風に今は規定しているんですけど、若干ちょっと問題があります。ですから、気象庁に我々は従うしかないんです。

(西坂委員)

だからこの弱い地震であってもという事は、私のイメージでは 3 とか、そういう揺れがありましたという発表があってもというイメージでいいのかなと。



(岡村会長)

はい、それに関しては、非常に最近の例でアリューシャン、千島列島ですね、北海道の東側で、今のソ連領のとなんですけれど、そこで地震がこの前マグニチュード 8 で立て続けに二つありましたけれども、根室で震度 3 なんです。津波警報が出ています。注意報でなくて警報。当然これは大地震です。2 回あって 2 回とも警報があつて、逃げなさいと言ったんですけど、逃げなかったんですよ。新聞報道等では、3 時過ぎに起きるといって、子供たちがお父さん、お母さん、マグニチュード 8 だから逃げなければいけないと言うのに、親が揺れてもおらんのに、なんで逃げないといかんと行って、子供を叱ったというのが新聞に出ていましたので、まあ、さもありなんと。やっぱり一般の人にとっては揺れたか揺れなかったかというのは、非常に身近な例でもあります。これは、非常に逆に言えば危険な事ですね。多少遠くて揺れが小さくても、津波が来ますよという事の方が大事だと思うんですが。

(多賀谷委員)

そうだと思いますよ。体感の話と津波と直接結びつかない面がいっぱいありますので、その体感も人によっては、バイアスがありますから、つまり神戸地震のようなものにあつた人というのは、物凄く恐怖を感じるんですよ。まったくあつてない人もまた恐怖を感じるという、その中間の人、或いは多少知識のある人は、それなりの判断が出来る訳ですよ。だから非常に定性的なんです、それを何かで規定するというのは、ちょっとしんどいなという気がしてきましたんですけどね。

(事務局)

私の頭の中には、岡村先生の言われた、南海地震というのは非常に強い、今までに経験した事のない様な揺れが 100 秒間以上続くであろうと、だったらそれを南海地震と思って、警報が出る前に、或いは皆さんが声を掛け合う前に、自らの判断で逃げなさいと、そういう風に県民の皆さんには啓発して言ってきたつもりなんです。この南海地震に備える条例という事で、まずはこういう揺れが南海地震だからその際は、自らの判断で自主的に避難することが必要ですよという事を、これを規定していくんだろうと思います。こんど起こる南海地震というのは、破壊域が非常に大きいので、揺れる時間が大変長いという事は、よく分るんですが、揺れが今までに経験した事のない様な大変激しい揺れなのかどうかという事なんですけども。

(岡村会長)

100 秒と言っているのは室戸の観測所のデータで、昭和南海地震なんです。これは従来の南海地震と較べても破壊力が小さかったんですよ。これよりは、大きくなるという前提です。それから東南海地震ともし連動したとすれば、相当前の段階から、2 分くらい前から揺れが始つていて、段々強くなってきて南海地震の方に移ってくるというはずなんで、いろんなパターンがあると思うんですが。

(事務局)

この部分の規定は、南海地震に限らず一般の東南海地震が起こったケースも考えて規定をしているんだろうと思うんですけど。

(岡村会長)

最初に申しましたように、南海地震だから、南海地震の揺れだから、それに限らずと、南海地震の条例ですから、そういう風に規定してしまえば簡単なんですけど、でも実際これを自分でどう判断する

かという事が、その時に求めた時に、ちょっと例外的な事も考えておく必要があるんじゃないかなという事はあるんです。ちょっと矛盾するんです。自分が言っている事も。

(多賀谷委員)

今のお話、まことにもっともな話なんですけど、要は、我々のところで感じるものが、そのまま1対1で津波に対応しないというところが、問題なんですよね。そこをどう判断するか、人によって判断の仕方が変わってきたらまずいので、その時にこういうものが役に立つだろうと言う事が、ある程度の普通の教育かなにかでやっていけばいい事だと思うんです。それはそれで、別に何か考えようと、こういうところに規定するという事になると、もっと包括的なレベルで言っただけの方がいいのかなという感じがするものですから、それで申し上げたんですけどね。

確かに南海地震という事で、特性はあります。だけど、それがほんとにどういう特性なのかというのは、なかなか素人の皆さんには分らないと思うんですよね。百秒ならそうかもしれないけど、じゃ60秒ならどうかという話になった時に、それはあり得る話なんで、そういう事があるものですから、もう少しやわらいだ表現の方がいいのかなという感じがしたものですから申し上げました。

(事務局)

これを記載した時には、岡村先生の強くて長い揺れというのが頭にあったので、強くて且つ長い時間ゆっくりとした揺れる地震とかと書ききっていたんです。こうした時に内部でお互いに指摘し合うなかで、強いにイメージがわからない。数値的なものを入れるとなると、震度階級図というのがあって、震度4というのはどういう現象なのか、人でどう、家具でどう、ブロック塀でどう、耐性のない木造家屋でどう、その他、鉄筋コンクリートの建物でどう、とかいう風に、現象は言葉で書いてあるものがありますので、あれを参考にどの階級を想定してもらおうかという事で、安全側で4の部分を書いております。また、強いだけではなくて、長いというがあるので、どちらか一方が少なくともあればという法令用語が「または」ですので、時間はまたはの後に書いています。それで、強くて長いのかというと、弱いけれども長い場合もあると言う事で、少なくともどちらか片一方、それもちよつとでもこう言った事があればというので、低い側の方を書いています。弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、時間については、このまたはのあとでちゃんと読めるので、強くて且つ長いではなくて、強いのか、弱いけど長いのか、というのであれば法令用語的には、どちらか必ず入れているのだからちゃんと網羅されているようには、今規定しているつもりです。どうしても強い地震は、私自身が、はじめたき台を書いた時に強いと十分分るだろうと思ったんですが、日頃地震慣れしていない地域ですので、絶対的にこれは強いとか較べるものが日頃ないと、そういう部分については、震度階級というものを使って、現象を、パブリックコメントの時には、これ位の現象があった時とイメージが掴み易いように入れた方がいいのではないかと、長い地震の場合には、時間が60分なのか100秒なのか、それはわからないので、長いの数値は入れられなかったんですけど、誰にとっても13秒でも阪神淡路は長かったと思いますが、そこまではやっぱり分らないので、そこには数値は入れませんでした。ゆっくりとしたというのは、入れさせていただきましたけども。

(多賀谷委員)

ゆっくりとしたというのは、揺れがゆっくりとしたという意味ですか、長いという印象じゃないですか。周期が長いというのなら分かります。周期が長いと揺れの継続時間が長いのは違いますよね。

(事務局)

ゆっさゆっさというオノマトペを使う事が出来なかったのも、ゆっくりとしたというのを。

(多賀谷委員)

ゆっさゆっさはいいいんですが、それが 100 秒位続くものなのか、ゆっさゆっさでも 30 秒以下のものもありますよね。その辺が、要は、こういう風に数字をいうと数字の方にみんな目がいくんですよ。そこから辺りが怖いと言う事なんです。特に、津波に関しては、震度との関係というのは薄いと思った方がいいかもしれないです。それで、こっちがクローズアップされてしまうような表現になってしまうとちょっと厳しすぎるかなという感じがするんですけど。

(事務局)

一番最初に申し上げましたように、法令では根拠のないものを書くことができませんので、そういう部分について、強い地震というのは、高知ではどういう震度分布図になっていて、沿岸で大月でも震度 5 強だと、また場所によっては強固なところで部分的には 4 のところもあるけども過信してはいけないというような事を、解説側で書いておけば、支障はないのかなと思いますが、法令になると根拠のないものは確かに書けませんので、そういうのが、手は打つことができますが、検討会の皆さんは、骨子のときからも、そうされたらというのであれば、事務局も検討したいと思います。

(多賀谷委員)

解説で入れるのはいいと思うんですよ。だから分るように今の継続時間、揺れ方じゃなくて継続時間の事と、それから今の震度の事を入れて、話をされるのならそれでいいと思います。震度だけでというのは、ちょっと厳しすぎるかなという感じがしますね。

(岡村会長)

はい、どうもありがとうございました。ここでちょっとお休み致しましょう。休憩を致します。この時計で 30 分で再開したいと思います。

(休憩)

(岡村会長)

すみません、時間が競っておりますので、次に移ります。

次、第 4 章の「火災から命を守る」について検討をお願いします。説明をお願いします。

(事務局)

第 4 章についてご説明をさせていただきます。資料 2 の方では 6 ページになります。まず資料 3 の 14 のほうからご説明させていただきます。

第 4 章の第 1 の「出火や延焼の防止」というところなんですが、「火気の使用を停止する」ということについて、(1)(2)(3)といった形で細かく記載をしていましたが、どうも他の章の記載に比べて細かすぎるのではないかとということと、それから、資料 3 の 15 の部分を見ていただきたいですが、前回の検討会でもありましたが、地震時に行う行動の中で、スイッチやプラグを抜くことということも必要ではないかといったご意見もありまして、そういったご意見をふまえて、修正をさせていただいています。

(1)(2)(3)と書かずに「火気の使用を禁止し、ガス栓を閉め、避難時に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断する等」で、ここで、電流制限器で電流を遮断するという部分については、四国電力の

ほうに確認したら、あくまでも避難時、避難をする際にということで、自宅にいれば、ブレーカーの電流を遮断する必要はないということですので、不適切な表現ということで、避難時という言葉を入れています。で、「避難時に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるよう努めなければいけません。」ということで、「等」というところを記載させていただいていますが、津波の浸水によってコンセントが抜けた場合には、点検をしておかないと、そこから火災が起こるとかいった、様々のことが起こるということで「等」を入れ、具体的な内容については、四国電力さんの方も色々啓発していますし、行政の取り組みとしても啓発をしていくということで、ここでは、3つを記載して、あとは「等」ということで記載をさせていただいています。

それから16に移りますが、第2のところ、「火災への備え」、第3のところ「防火訓練の実施等」と書いていますが、第3のところについては「火災への備え」の一つの項目ではないかということですので、この第2・第3をまとめて、「火災への備え」というふうに記載をさせていただきたいと思います。

資料3にはないんですが、資料2のところは7ページですが、第2の「火災への備え」の2のところ、修正をさせていただいています。ここでの表現は、「火災の予防や火災から身を守るために必要な知識の啓発に努めます。」前回の検討会でも知識の啓発というのは表現としては適当でないということで、「火災の防止、消火、避難等の火災から命を守るために取るべき行動や初期消火に必要な用具に関する啓発に努めます。」というふうに表現を改めさせていただいています。

第4章については以上です。

(青木委員)

最後に言われていた火災への備えのところ、用具に関する啓発だけに絞っちゃっていいのかなというのがあります。ということは、消火に必要な、用具だけ、狭い感じの使い方とか、そういうのは、それは管理のところだからいいという考えというか、初期消火に必要な啓発に努めます。これはちょっと狭い感じがします。

(事務局)

ここでは、一つはここに書いているように、火災から命を守るために取るべき行動についての啓発、行動というのは、第1のところにありますように、火災、ガス栓を閉めることとかいろんな地震時に取るべき行動がありますので、それから、火が出たときには初期消火が必要ですので、初期消火に必要な用具に関する啓発、用具に関する啓発というのは、適正な使い方あるいは管理といった啓発に努めるという部分です。事務局の中で議論したのでは、この2つで、啓発の内容としては、カバーできるんじゃないかということでこの案を出させていただいています。

(青木委員)

取るべき行動、アンド初期消火に必要な用具についての啓発ということ、それが「や」で結んでいるのは、啓発の目的というか、主語というか、目的語は、行動と用具に関する事項の啓発ということになりますか。

(事務局)

取るべき行動に関する啓発の部分と、初期消火に必要な用具に関する啓発、この2つにかかるという作り方です。

(青木委員)

もしそうだとすると、僕の疑問からいくと、行動と用具に関してのというのが、啓発につながるというのがちょっと曖昧になる。初期消火に必要な用具の啓発。啓発の対象が行動と用具の啓発。

(事務局)

ひとつ、第 1 項目に用具の設置と適正な管理というのがありましたので、用具自体の話もありますけど、どう管理するかとか、どういったものを選ぶかとかありましたので、この後半の部分については、1 項に関連すると思っていただけたらいいと思います。行動については、まずは火を出さない。出たらそれをいかに消すか、そこから、いつその場から去るのかという避難の部分ですね。その部分について、その行動と、密な字句なので、用具の啓発では、うへの設置とか適正な管理というところの述語に当たる部分を飛ばしてしまうので、「に関して」という言葉を一回ふまえております。

(岡村会長)

はい、それでよろしいでしょうか。

(藤原委員)

火災の備えで、県は我々に対して啓発、なにをしていいかというところで、初期消火に必要な道具というのは当然あるんですけど、初期消火とはここまでですよといった内容もいるのではないのでしょうか。初期消火は、消化器とかホースですね。道具・用具に視点がたって、その使い方とか、どの段階でやめて避難してくださいというのもいるんじゃないのかなと。初期消火に必要な用具、必要な知識といったら両方、道具もそうだろうし、どこまでが初期消火なんですよというのか含まれるのかなと思います。

(事務局)

その前段に、出火の防止、消火、避難等の火災から命を守るために取るべき行動の啓発と書いてありますので、そのなかで啓発を行っていくと読みとっていただけるとよろしいかと思います。

(事務局)

行動は、道具をそろえるという部分については、そこにそれが偶然あれば使っているんですけど、それが、一般にあるようにするための啓発が 1 項に書けていませんのでそのことを書いています。で、また行動とおっしゃられたので、行動のほうを先に書かせていただいて、道具については、後半の方に書かせていただいています。また、消防のことについては、市町村の消防本部がありまして、本来はそちらの業務ですので、県ができる範囲でここには書かせてもらっています。消防水利等の設置は、市町村の責務で、県予算についても特にありませんので、法令上も市町村の責務になっていますので、県が火災についてはこれを行うというのは、この程度で書かせていただいています。

(西坂委員)

火災への備えの 4 だった部分、もともと第 3 の「防火訓練の実施等」の 2 だったところに、「県民は火災から命を守るために必要な知識や」と書いてあって、「その他の色々使用方法や技術の習得」というふうになっているんですけど、こっこのほうが、より具体的な書き方のように思えて、県はというところのほうが、用語というのが私も際だったように思えるので、なんか、こことここは同じような内容のことを県民はより具体的に拾得しなければならないというふうに書いてあると思うんですけど、「知識や」ということをより具体的に書いたんだと思うんですけど、4 のところで「身を守るために必要な知識」というのが残っているので、そのへんがちょっとどうかなという感じです。重なっているから 2 をより具体

的にされたのかなと思えなくもないですけど。

4のところの消化器とかの使用方法や消火技術の習得とちゃんと書いてあるんですけど、2は「必要な用具に関して」とそのままかいてあるので、4の方が自然な感じがするんですけど。

(事務局)

前回までは第 2 と第 3 というところで、防火訓練の実施ということを書いていたんですけど、これを 1 つにしてしまった関係で、そのまま各条をもってきたんですが、文章の流れからいうと第 2 の 1 のところはそのままして、第 2 の 2 のところは、今、西坂委員のご指摘をふまえて、もう 1 回見直しますと、たとえば、修正した 4 の後にきた方がよいのではないかと、4 は県民が行うこと。それに対して県は啓発に努めるということ。そういった流れの方がよいのではないかと、県民が行うことと、県が行うことをまるっきり同じ文章にしてしまうとどどいというところがあるのかなと思いますので、4 では、県民の方については火災から命を守るために必要な知識とか、消化器とか消火用資機材の使用方法、消火技術の習得に努めてくださいということを書いておいて、それを受けて県は啓発するということで、表現はちょっと違えても、同じようにするというので、今の現行の命を守るために取るべき行動や初期消火に必要な用具に関することの啓発に努めます。というふうな形にした方が流れとしては自然なのかな。なぜ、こういう風に表現を変えたかという、前回の検討会の中で、必要な知識の啓発というところがどうもじっくりこないというところがあって、そこをもうちょっと具体的に書いたというところがあって、こういった原稿でこういった表現になっています。

(西坂委員)

ということは、4 の必要な知識やというところが、もうすこし具体的に、2 と 4 をひっくり返す。ただ、さっきの説明だと、県民により具体的に必要な知識は何かと提案するために取るべき行動やというふうになったのではないのでしょうか。県はという部分で、それを、意識を具体的に説明するっていうことで。

(事務局)

まず、県民側から取ると、命を守るために必要な知識の習得をするということになるかと思うんですが、県側で書くときに、必要な知識の啓発に努めるというのが文章的におかしいという話も全体的にありますので、県側が主語として書くときに、表現を「知識の啓発」ということではなく「命を守るために取るべき行動に関することの啓発に努める」ということで、意味としては一緒なんですけど、表現を変えたというふうに理解していただきたい。

(岡村会長)

ありがとうございました。

それでは、第 5 章の「土砂災害その他の危険から命を守る」について説明をお願いします。

(事務局)

第 5 章の「土砂災害その他の危険から命を守る」について、ご説明させていただきます。

資料 2 の方では 7 ページになります。第 5 章の小見出しについてなんですが、前回の「土砂災害その他の危険から身を守る」という書き方なんですが、身を守るとか、命を守るとか使ったり、いろいろ使い分けが明確な意図としてあるわけでないので、ここは、命を守るということで表現を変えさせていただいているところです。

資料 3 の方でご説明をさせていただきます。17 番になります。資料 2 でいいますと第 5 章の第 1

のところの 1 になりますが、前回の検討会では、ここの表現のところ、「(1)の土砂災害、(2)の土砂災害の前兆現象又は(3)のその他の危険」とかいった表現をしているところが「次の危険」というふうにしてはどうかというご意見がありましたので、その旨修正をしています。それから、「次の危険が見られたときは」というようなところで「見られる」ということが、視覚的に見るととられがちだということで、ここを「察知したときは」ということで表現を改めさせていただきます。前回の検討会の中で、自主避難をするときに、県や市町村に通報するというふうなことを書いています。これについては、まずは先に自主的に避難するということが先であって、その次に周辺の人に知らせる。県や市町村に通報するというのは、時間軸としては後ではないかというご意見があったと思います。このため、「直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければなりません。」ということをもとに書いて、「この場合において自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知や県、市町村等への通報に努めなければなりません。」というふうに修正をさせていただいています。

つづきまして、資料 2 の方では 8 ページの 3 になります。資料 3 の 18 番になりますが、ここでも前回の検討会で「必要な知識の啓発」というところについて「知識の啓発」というのはいらないんじゃないかというご意見がございました。で、表現の方を「あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発」というふうに修正をさせていただきたいと考えています。

(岡村会長)

はい、ただいまの下線についてのご意見ございましたらお願いいたします。特にございませんか。ないようでしたら、6 章の方に移りますが、「災害から命を救う」です。説明をお願いします。

(事務局)

資料 3 の表の中に入れてないんですが、資料 2 のところで、若干見え消しで修正箇所を示させていただきます。資料 2 の 8 ページになります。第 6 章の第 1 の見出しについてなんですが、前回は「応急活動と体制の整備」というふうに表現をさせていただいていましたが、ここが、第 7 章のところで、復旧活動が出てくるんですが、そのところとほぼ同じということで、第 7 章第 1 では、「復旧活動の実施」と表現しているところで、それとの整合性をはかる意味で、第 1 については「応急活動の実施」というふうに見出しを変えさせていただきます。

それからその下の 1 のところでアンダーラインを引いていますが、「避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給等の対策」というところで「対策」を入れています。これは、「復旧活動」のところでも「対策」を入れているんですが、人命救助や医療救護活動については、県が直接行うというよりは、対策を行っていくということですので、この「対策」という言葉を入れさせていただいております。

第 6 章に関しては以上です。

(青木委員)

逆もあり得るわけです。その、7 章の第 1 で「復旧活動の実施」というのは、よく読んでみると、最後のところは、「復旧活動体制の確立に努めます」となっているから、逆で、7 章の第 1 を「復旧活動と体制の整備」というふうにするという手もなくもない。

条例化するときにもまた。たぶん「体制の整備」というのは、おそらく条例になったときには、条文の用語としては使わないでしょうから、実施の方になるかもしれません。

(岡村会長)

特に、こちらでいいということですか。ご意見がございました。他にございませんか。

第 7 章にいきましょうか。「被災者の生活を支える」です。よろしくをお願いします。

(事務局)

第 7 章についてですが、資料 2 でいうと 9 ページの中間からになります。

資料 3 の方からご説明させていただきますが、19 番になります。19 のところで、前回もご意見があったところですが、「社会秩序の維持」について、警察活動のみしか想起させないので、物価の安定等を含めて「住民生活の秩序の維持」というふうにしてはどうかとご意見をいただいているところです。

対応案を書いておりますが、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 7 号には災害応急対策の一つとして、「犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項」が規定されているということで、この条例の応急対策においても、法と同様に「社会秩序の維持」について表現をさせていただきたいと思います。この法を受けて地域防災計画などにも「社会秩序の維持」について書いておりますので、実際に、他の表現をするとすると、地域防災計画の国との協議とか、いろんな部分も影響してくるということもあります。

それから、ご提案のあった「住民生活の維持」という言葉を用いるとすれば、たとえば、住民生活の維持って言う言葉が、家庭生活の悩みとか、隣人とのめめ事とか、そういったことにも対応するように思われはしないかということから、そういった表現は避けたいということで考えております。

それから第 2、9 ページの第 2 の「災害ボランティア活動への支援」のところについて、ご意見を前回いただいたところなのですが、ここでは、「地震発生時に円滑かつ効果的に」というところが、「地震発生後」ではないかというご意見があったので、その旨修正をさせていただきたいと思います。

それから、資料 2 でいいますと 10 ページになります。地震が発生したときのボランティア支援団体の活動支援については、連携という部分もあるのではないかとということでしたので、「活動の支援や連携に努めます。」ということで表現を修正させていただきたいと思います。

第 7 章については以上です。

(岡村会長)

はい、ただいまの 3 つの項目に対する修正についてですけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。特に無いようでしたら次に行きたいと思います。第 8 章「震災からの復興を進める」についてご説明をお願いします。

(事務局)

はい、第 8 章についてご説明させていただきます。資料 2 でいいますと 10 ページになります。第 8 章の第 1「震災復興計画の作成」についてです。

資料 3 の 22 番ですが、「住宅と雇用の確保」について、「コミュニティの維持・形成」といったものを優先するというので、前回の骨子案では書かせていただいたんですが、この「住宅と雇用の確保」については、実際これに基づいて具体の事業というのがあるんですが、「コミュニティの維持・形成」というのは、震災復興計画全体に関わる視点といったものですので、これを並列をして記載するというのは適当ではないんじゃないかということ、それから、「コミュニティの維持・形成」という部分で「形成」というのは、震災復興事業として進めていくというのはちょっとどうなのかなというふうなご意見もありました。そこで、この第 1 の 2 のところの表現を修正させていただきたいと思います。「知事は、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うよう努めるとともに、県民が将来に希望を持って生活できるよう、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅と雇用の確保に重点を置くものとします。」というふうに変更をさせていただきたいと思います。



第 8 章については以上です。

(岡村会長)

はい、今の対応案についてご意見をお願いします。よろしゅうございますでしょうか。

じゃあ、次は第 9 章です。ここで教育の部分が関わってくるのかな。「震災に強い人づくりや地域づくりを進める」です。よろしくをお願いします。

(事務局)

第 9 章についてご説明させていただきます。資料 2 でいいますと 11 ページになります。資料 3 の 23 からご説明をさせていただきます。

ここで(5)「応急手当に関する技術の習得」っていうところで、前回もご意見があったところなんですが、これについては「応急手当に関する技術の終了」としてはどうかというご意見をいただいています。これについては、「技術の終了」というふうにすると、非常に高いレベルを求められているというふうに思われるっていうのと、常に技術っていうのは変わってきて、常に新しい技術を得る必要があるというところで、終了というので終わっていいんじゃないかっていうふうなところもありますので、よりなじみのある「習得」という言葉を使わせてもらって、「知識」という言葉も必要というところで、「応急手当に関する知識と技術の習得」というふうに修正をさせていただきたいと思います。

第 2 の「事業者の備え」のところの(8)になります。ここでも、木材とか船舶等の流出、それから危険物の漏出などによって人の生命、身体に被害を与えないっていうことで、前回書いていたんですが、やはり被害を与えないというよりも最小限に押さえるっていうことが、現実的な話だっていうふうなことも議論がありましたので、「木材、船舶等の流出等による人の生命、身体への被害を最小限に押さえるための施設、設備等の適切な管理」というふうに修正を加えさせていただきたいと思います。

それから資料 3 の 25 に当たります。資料 2 では 12 ページに移ります。12 ページの第 2 節第 5 の 2 になります。ここでは、「お互いに連携して」と表現していますが、「支援のネットワークを構成し」云々とありますが、ネットワークを構成している時点で連携している状態だということで、「お互いに連携して」という表現については削除したいと考えています。

次に資料 2 でいいますと、13 ページ、第 3 節の第 8 になりますが、第 8 の見出しについては、「防災教育の推進」と表記をしていますが、「学校等における」と入れるべきではないかというご意見がありましたので、その旨修正をさせていただいています。それから、防災教育については、第 1 章の基本理念でも「実践的に」というふうなことを理念の中に入れたところですが、特に防災教育について「実践的な」っていうところを表現してはどうかというご意見が前回あったと思います。で、全面的に表現の方見直させていただいています。

第 8 の 1 のところでは、アンダーラインを引いていますが、「児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努める」ということ。それから 2 のところでは、実践的な部分を表現させていただきました。2 の部分が追加になっています。「学校や保育所の設置者や管理者は、防災教育の実施に当たっては、家庭や地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めるものとします。」ということで、実際に学校現場だけでしていくのではなしに、家庭や地域と連携しながら、より地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施していくということを、2 の方に追加しています。

それから 3 としまして、これまでは防災教育が推進されるよう支援に努めますという表現でしたが、具体的に表現した方がいいんじゃないかという話がありましたので、「指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。」というふうに、表現を改めさせていただいております。

それから、資料 3 には特別ないんですが、資料 2 のところで、第 9 の「県の広報や情報の提供」のところ、1 のところには、「防災知識の普及と防災活動の促進を図るため」ってということで、「広報活動の実施と相談体制の整備」と入っていますが、「啓発」というのが重要ですので、「啓発」を追加をさせていただいています。2 のところで、「あらかじめ揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化」とありますが、これ以外に「危険ため池」これについては、ハザードマップでも提供をしているというふうなことです、「危険ため池」を追加させていただいています。

第 9 章については以上です。

(多賀谷委員)

上から順番ですか。24 番ですが、文章の最後のところ「施設、設備等の適切な管理」となっていますが、「施設、設備等の適切な整備と管理」というふうにならないですか。

(青木委員)

おそらく、今の用語からすると「設備等の整備と適切な管理」になるんでしょうね。

それはさせるかさせないかです。「施設、設備等の整備」というのは、予防的に備えの部分に入れるかどうかということでしょう。

(事務局)

ここでは適切な管理というふうな意味合いなんですが、実際に他人に危害を与えないということについては、管理上新たな対策をする必要が出てくるということで、そういった対策も含めて、適切な管理の中に表現としては含まれるっていう意味で作成をさせていただいています。

「整備」というと、ものすごいものを作らないかんという受け止め方をされるんで、管理の中に、実際に被害を少なくするための対応、対策ということも含まれるという意味合いとして作成をさせていただきたいんですが、それよりも整備しないといけないということであれば、また検討したいと思いますが。

(多賀谷委員)

ものによると思うんですよね。ものによると、ある程度整備はやむを得ないというものもあると思うんですよ。だから、書き方として一応入れておいた方がいいんじゃないかなと。管理だけだと検査・修理ととれますんで、「管理」という言葉だけだと、そういう気がするんで「整備」という言葉を、先ほども青木先生からお話があったように、前へ出て、「整備と適切な管理」というふうにしては。

(事務局)

事務局の方でもちょっときついなというところがあってですね。整備というところは適切な管理の中の一つというふうなところで、強く位置づけるのであれば、「施設、設備等の整備と適切な管理」という表現になるのかなと思います。ここは非常に悩ましいところで。

(多賀谷委員)

いうときから厳しすぎるかなと思ったんですが、ただ、ここは少し注意喚起がいるところだと思うんですよ。そういう意味からつけてもいいかなと、絶対つけるという意味ではないんですが、4 分 6 くらいでつけたらいいかなという感じですね。

(事務局)

事務局で持ち帰って検討させていただきます。

(岡村会長)

第 1 章の部分で「事業者の責務」のところに書かれていますよね。設備に関しては、具体的なイメージとして、流出する貯木の問題とか、船舶の問題。船舶を固定するわけにもいかないですが。それからあとは、危険物としては、燃料、石油等ですね。高知県の場合は、1 箇所でも 98 パーセント供給しているということですから、それは復旧のために非常に重要な施設であると同時に、地震津波に対しては非常に危険な、日本中そうなんですけど、湾の内側にありますので。新しい災害になりかねない施設でもあるんです。それをどこまでこういう条例で規定していくのかというのは、ただ施設や設備の管理だけではいけないだろうと、災害がおこるのを未然に防ぐ以上、より強固なものにしていくというのはいいなとは思っています。

(多賀谷委員)

その前に「被害を最小限に押さえるための」ときてますんでね、つけた方がいいという気がするんですがね。そういうことです。

(岡村会長)

はい、持ち帰って御議論ということになってますんで、県の方でよろしいですか。具体的な対応部署がありますので、そことも調整が必要だと思いますので、一つの所で判断できないことになってますんで、よろしくお願いします。他にございませんでしょうか。特にないようでしたら、第 10 章ですね、「南海地震対策を計画的に進める」についての内容です。お願いします。

(事務局)

第 10 章についてご説明をさせていただきます。

資料 2 については、14 ページの第 10 章の第 1 の 3 のところになりますが、表現を見直していく中で、行動計画の作成については「県民から意見を聴く」というふうに表現しているんですが、聴くだけで終わるのかということが気になります。というのは、震災復興計画の中でもですね、一定意見を聴いて反映するというような表現で書いておりますので、「県民から意見を聴き反映するよう努めます。」ということで、表現の方を統一させていただいているところです。第 10 章は以上です。

(岡村会長)

はい、10 章に関しては、今のようなことですが、いかがでしょうか。

では 10 章はそのままというふうに思います。

(青木委員)

10 章のところ、前に一度僕は発言したと思うんですけど、行動計画を見直すというか、ある期限とかを切って蓄積していく文化だとか、行動計画を適宜とか逐次だとかということで、目標までには掲げるつもりはないんですけど、行動計画全体を行政側からすれば、一定期限を切って練り直して行って徐々に積み上げていくことは無理ですか。たぶんこれは、南海地震との対応でいえば、ピークをどこに持ってくるかということの問題もあるし、お金がないという部分もあれば、どういう段取りで、どういう方向に向かって、積み上げていくのかです。蓄積していった備えの厚みや深さが出てくるのかということ、条例の中に入れるのができないでしょうか。

(岡村会長)

私も先刻そのように申し上げたんですけど、これは、条例を作ります。でもこれはたぶん、この条例の非常に大きな弱点っていうのは、まだ我々が見込んで、今の年になってから、いわゆる海溝型地震を経験しておりません。南海地震が起こるまでに、いわゆる海溝型地震が起こる、そういうこと、あるいは、そのときに災害の形態が進化していきますので、変化していきますので、それに対して、修正あるいは訂正をするという項目というのは、あり得ないのだろうかちょっと思っているんですけど、そういう項目っていうのは、条例ではあり得るのかどうか、改訂は問題が出てきたときなのか、私よくわかりません。ちょっと青木委員の仰るのと違うかもしれませんが、見直し規定を入れられないか。あまり、それが改訂をする必要は当然でてる。

(多賀谷委員)

すぐには回答できないような感じもしますんで、前の話のときにPDCAとか、あるいはスパイラルアップとかね、そういう言葉が出ましたけれど、どこでどう出たか覚えてないんですけど、その手続きというか、その考え方というのは、どこかに入れとかなきゃといかんと思うんですね。

で、それと今の行動計画のようなものの位置づけ関係というものがどうなるかということは、今のご指摘のように重要なことだと思うんですね。で、行動計画というのは、今の場合、最終責任者は県知事です。県知事がどうされるのかということは、たぶん時間が変われば変わるような話だと思うんですね。政府の場合はあまり多くは変わらないんですね。行動計画。条例の場合は、いろんな知見が増えて変わってくるということですから、基本的には変えるべきものじゃないかという気がしますけどね。その辺が表現されていれば十分じゃないかな。条例というのはさわりたくない。行動計画は変えないというのがあると思うんですよ。その辺で表現があればいいんじゃないかと思うんですけど、

今すぐどういう表現か思い出さないんですけど。

(事務局)

行動計画の見直しについては、1点、第1の4のところで、またっていうところで、「実施の効果を検証し、必要に応じて行動計画の見直しを行います。」というふうに表現をさせていただいているところなんですけど、先程来、期限、期間をどうするのかっていうご意見もあろうかと思いますが、期間については、まだ行政内部で、いついつっていうことについて議論はできていません。

一つの目安としては、国の振興再生計画っていうのは平成26年度末っていうのを定めていますので、国との対策の連動というのも考えれば、この26年度末っていうのは、第1期の計画としてはふさわしいんじゃないかっていうふうにも考えているところなんですけど、これでいいのかどうなのかっていうのも議論して行かなくてはなりませんし、第2期の部分についても、やはり状況は、南海地震対策に対する状況は少しずつ変わってくると思いますので、その26年度末で定めていても途中で見直しを行うということも当然出てくると思うんです。で、そこまで条例の中で細かく規定をすると、逆に状況が変わったときに必要に応じて修正ができないというふうな状況にも及びますので、作成主体としては、知事が作成をするっていうことになってますので、期間の定めについては、知事というか県の方で決めて、国などの状況、県の取り組み状況も見据えながら必要な時期に見直ししていくという形で進めさせていただきたいと思っています。

(岡村会長)

はい、よろしくご検討をお願いします。

一応駆け足で参りましたけれども、一応、今の骨子案に関する検討を終わらせていただきますけれども、資料 4 のパブリックコメント用の資料につきましては、前回提案させていただいた分に、修正と追加が加えられていますので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 4 につきましては、前回お示しさせていただいたものに、各位のご意見とかあるいは庁内での議論をふまえて修正を加えさせていただいています。時間の都合上主な分についてご説明させていただきます。まず 3 ページをお開きください。

3 ページの(2)の下線の部分になりますが、その 3 行目の後段になります。「県、県民、事業者のお互いの役割を認識し、連携していくためのルールを広く県民の皆様からご意見をお聞きする過程を経て、法規範(条例)という形で作成することが望まれます。」というふうなことで修正をさせていただいています。これについては、前回「民主的な合意形成の課程を入れて作成される県民の総意としての法規範というカタチが望まれる」というふうな表現をさせていただいているところなんですけど、「民主的な合意形成」というのとか「県民の総意として」というのが、どうもわかりにくいというところがあったんで、これを適切な表現に修正をさせていただいております。

それから、同じく 3 ページの下から 5 行目になります。前は、この部分については、いずれ見直しがなされていくことを前提として、現段階において何を条例に盛り込むべきか、何を盛り込まないかを決める必要がある」というふうな表現をしています。こういう表現をすると、とりあえず作ったというふうな受け止められてしまいやしないかというふうなことです。まず、ここに書いていますように、「南海地震対策は、広範多岐にわたりますので、条例に何を盛り込み、盛り込まないかを選択する必要があります。」というふうなことを書いておいた上で、4 ページの下から 3 行目ですが、「またこの条例は、現時点における県、県民、事業者、地域等の南海地震への取り組み状況、国、研究者等の知見や震災事例からの教訓などを踏まえて、重点的に取り組んでいく必要がある内容を盛り込むことにしました。」要は、現時点でこういったことを踏まえて作成をした、で、条例としては見直していくという含みを持たせて書かせていただいております。

次に 8 ページをお開きください。8 ページの 5 の「条例の骨子案」についてですが、いきなり骨子案というのが出てくるので、※で書いてある部分なんですけど、県民の方は、この骨子案というのが条例とどういうふうに違うのか分からないかもしれないということで、この骨子案はということで説明を加えております。

次に 11 ページを開いてください。第 2 章のあらましの部分ですが、県の被害想定の数値を前回入れさせていただいたんですが、県民の方にお示しするときは、1 桁まで数値を示すのではなく、下 2 桁を丸めてお示しをしたりするといった対応をしておりますので、数値の下 2 桁を丸めております。

それから 14 ページになります。第 3 章のあらましのところなんですけど、ここでは、津波による死者とか建物被害の数値というのは、前回お示したもののなかには入れてなかったんですが、たぶん被害のところでも具体的数値を入れていきますので、整合性を持つという意味で、新たにこの数値を入れているところなんです。

次に 17 ページ。第 4 章のあらましについてです。火災の部分について、火災による死者、負傷者消失建物については、被害が最大になる冬の午後の 6 時の数値に変更をさせていただいています。それから、またということで消防法においてということで書いてありますが、「学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店など」というふうな表現をしました。前は、消防法で防災計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施が義務づけられているものを、「多数のものが出入りし、勤務または居住する防火対象物など」というふうな表現をしておりましたが、この「多数のものが出入りし、勤務または居

住する防火対象物」というのは非常にわかりにくいといったことから、学校、病院といったように具体の建物を表現するように修正をさせていただいております。

それから 24 ページ。第 8 章のあらましについてなんですが、上から 5 行目から 6 行目にかけてのところに「経済的・精神的な被害」というふうにあります。前回は、「物理的・心理的な被害」と表現していたんですが、適切な表現に修正をさせていただいています。次の下線の部分、「復興」という言葉はとありますが、ここから 9 行目の間については、前回は条例の説明文の中にありましたが、今回このあらましの方に移らせていただいています。どうも説明文というよりは、「復興」から「震災から復興を進める」といったあらましで表現した方がいいのではないかということですので、説明文をやめて、こちらの方に移らせていただいています。また、下から 5 行目のところから、章の説明に当たりますが、前回はこれを一つの表現にしてたところなんですが、第 1 の「震災復興計画の作成では」、第 2 の「震災復興対策の推進」ということで、2 つに分けて、丁寧に説明を加えさせていただいています。

それから 25 ページ。第 9 章の第 1 節のあらましになります。ここで、修正が抜かかっておりましたので、お手数ですが訂正をお願いしたいんですが、5 行目のところにありますが、第 2 の「事業者の備え」では、地震時事業所内の人の生命や身体を守り」の後に「周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に押さえ」というふうに変更をお願いします。ここは骨子の中でも「事業者の備え」の中にこういう表現を入れさせていただいているということで、これを追加したいと思います。

次に 28 ページをお願いします。第 9 章の第 2 節のあらましの中で、災害時要援護者に対する表現で、前回は、移動の判断、情報の受発信などに支援を要するものというふうに表示しておりましたが、どうもわかりにくいということで、「自ら避難することができない、あるいは的確な情報が把握できない等の災害時要援護者」というふうに表示を修正させていただいています。また、災害時要援護者の対象者については、前回 14 万人という表示しておりましたが、手帳の取得など重複された方がいらっしゃるということ、またそういったものを取得されていない方もいらっしゃるということで、正確な数というのが把握できないということで、10 数万人ほどということで表示を修正させていただいています。

それから 33 ページ。既存建築物の説明文に当たります。ここは、既存建築物のところで、中段ほどに「建築物にある程度被害が出て」というふうに表示しています。前回は「部分的にひび割れや折れたりしても」と表示していましたが、何が折れるのかということがちょっと分からないということで、適切な表現に修正をさせていただいています。それからあと、下から 6 行目のところ修正していただきたいんですが、下から 8 行目に当たります。「耐震化」と書いていますが、この「耐震化」というところを「耐震診断」に変更をお願いします。「既存建築物の全ての所有者に対し、耐震診断を受けることと耐震化を実施することとを努力義務として規定しています。」ということで、表現が間違っておりましたので、「耐震診断」ということをお願いします。

それから 34 ページになります。「屋内・屋外の危険物」の説明になります。この中の中段からちょっと下の方に「県民、事業者等」というふうの下線を引いています。この危険物の対策が必要なものに県民だけでなく事業者も必要だということですので、この事業者を新たに追加しています。それから下から 6 行目ぐらいから入りますが、家具等を固定しない理由というのを、前回細かく書いておりました、細かすぎて逆に読みづらいということで、わかりやすく表現を見直しをさせていただいているところです。

次に 35 ページになります。「応急危険度判定」の説明文になります。アンダーラインを引いているところなんですが、「この判定結果には法的拘束力はありません」というふうな、そこまで止めていたんですが、県民の方にその危険度判定を実施する必要性を理解していただく必要がありますので、この後に「余震による 2 時災害を防ぐためにも、「危険」「要注意」と分類された建築物等には、応急補強等が済むまで立ち入らない、近寄らないことが大切です。」と追加をさせていただいています。

それから 35 ページ「津波の浸水が予想される区域」についての説明文ですが、平成 17 年 5 月に

県が公表した浸水の予測図について、県民の方にはご存じない方もいらっしゃるということで、作成した目的とか、この浸水予測図を確認できる場所について、少し詳細な説明をしたいということで、より詳しく表現をさせていただいています。

次に 37 ページに移ります。下のはしの「緊急避難場所の確保」の説明があります。下から 5 行目のところに下線を引いておりますが、これについては分かりやすく表現を見直させていただいています。それから下から 3 行目からの下線部分については、骨子案のところの説明もさせていただいたところなのですが、津波避難ビルの定義の中で、主から後の説明を入れていたんですが、どうも条例事項としては適切でないということから、この説明文の方に移させていただいたものです。

それから 42 ページ、「災害時要援護者」のところの(5)のところの下線を引いておりますが、「在宅酸素療法を必要とする方などの生命を維持するために薬剤の使用や医療処置を常に必要としている方」ってということで、「前は特殊な薬剤を服用している方」というふうな表現をしていたんですが、どうも表現が適切でないというご意見が検討会の委員の方からありましたので、このような表現の見直しをさせていただいています。次の下線の部分なのですが、災害時要援護者へ支援すべき事項として福祉避難所とか、バリアフリー化した応急仮設住宅とか例を挙げたほうが分かりやすいということで、このように表現を追加させていただいてるところです。

主な変更点としては以上です。

(岡村会長)

今、大急ぎで説明いただきましたけれども、基本的にこのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。ご意見があれば、修正は事務局の方にお任せしたいと思います。ここで議論は時間がないうので、今日の検討会の議論をどういうふうに締めくくるか。

(事務局)

県の内部手続きですが、今回検討会、第 12 回の検討会で、一定ご了承いただいて、一部宿題をいただいている部分がありますが、そこについても内部で検討したいと思います。あと、県の手続きとしては、南海地震対策推進本部、知事をトップにした会、庁内の部局長の会が入っています。

その前段に、企画課長が入る幹事会というのがあって、その会を今週開くよう予定しています。そこで、議論をした後、6 月 11 日に推進本部会を開いて、そこで一定了承を受けて、18 日からパブリックコメントにはいるということになります。これまでも、検討会での議論と平行して内部調整をしてきましたが、それとは別に、最終の意志決定というのが、県の組織の中では必要になりますので、事務局の作業としては、今週木曜日に幹事会がある、そこに向けて今回の検討会で出された意見を踏まえて最終の修正案を出していく。そこが通れば 6 月 11 日の本部会で協議をして決定をしてパブリックコメントに入るというふうな流れで予定をしています。

いろんなご意見をいただきましたので、もし、特に気になるというところがあれば早急にご意見をいただきたいところなのですが、もしそうでなければ骨子案の部分については、これまでも 1 月から何回となく議論をしてきましたので、後はそれを説明する文章ということで、パブリックコメント用の資料を作らせていただいていますので、特にこれはおかしいよとか、これだけはものすごい気になるという部分があれば、あとは事務局の方にお任せをいただければ、それでパブリックコメントにかけさせていただきたいと思います。

(岡村会長)

ただいまのご意見でよろしゅうございますでしょうか。今日の意見は色々出てきましたので、それを

含めてまとめというふうにさせていただきたいですが、よろしゅうございますでしょうか。

(事務局)

次回以降の検討会については、52ページのパブリックコメントの最中に、1ヶ月半ほどありますので、安芸市の7月18日に、説明会をしたとき口頭でいただく意見など相当集まっていると思いますので、これに向けてどういう対応案をした方がよいかについて、事務局で編集させていただいて、みなさんに報告して、このように反映することがいいかどうかということにご意見いただくために、お時間をいただくため、7月末か8月はじめまで会の方はしばらくお休みということになろうかと思います。

1週間か2週間ぐらいを目安に、不都合な時間帯を教えてくださいという形で、また調整させていただいて、一番参加の多い日にしていきたいと思います。

またパブリックコメントを機に、みなさんは今日は委員として出てこられますが、日頃活動を一緒にされている方にふれあう場になりますので、説明会で取り組みをされているということを仲間の方のみなさんに周知をよろしく願います。

今後のスケジュールについては、以前、年間スケジュールをお渡しさせていただいています。そのスケジュールと基本的には一緒なんですけど、6月の開催についてはですね、特に県民の方からパブリックコメントに出される意見を踏まえてその対応ということになりますので、6月の段階では、パブリックコメントが6月18日から始まるということを考えても、あまり意見が集まってないであろうと、6月の検討会は中止をさせていただいて、7月18日くらいまでに大きな説明会が終わりますので、そこで出てきた意見を集約して、どういうふうに対応するのかということについて、また事務局の方で案を出させていただきますので、その会を7月の下旬くらいに開きたい、8月かもしれません。そういう予定で、県民の方から意見を、骨子案を修正した骨子を仕上げて、それから条例の案を作成するというところで考えております。

委員のみなさんには第12回まで、また骨子案については何度となく御議論いただきました。今日も多くのご意見をいただきました。事務局の方は意見を踏まえながら調整をしたいと思います。それと併せて、私どもこれから本格的に県議会とも話をしていくこととなります。県議会の方でも、県民に深い条例ですので、関心をもちというのは、これまでの委員会の概要説明のなかでもございますので、時期はあれですけれども、平行して県民のみなさんに意見を聴くのも当然ですけど、県議会も県民のみなさんの代表ですので、そちらとも平行して意見を聴いて参りたいというふうに思います。

大変、そういった庁内、県議会、県民のみなさん、検討会と、少しいろんな場合ができるかと思いますが、ぜひ2月に向けていい形でこの条例が県民の皆さんにとっていいものになる、またあるいは行政がしっかりやっていくためのものになるように、がんばってきたいと思います。

(岡村会長)

それではどうもありがとうございました。